

令和3年度 事業計画書

(期間：令和3年7月1日 ～ 令和4年6月30日)

I. 基本方針

当協会は、平成21年度に(社)愛媛県果実生産出荷安定基金協会と(社)愛媛県野菜価格安定基金協会が合併。平成25年度には公益法人に移行し、青果物の安定的な生産出荷の推進、野菜・果樹農業者の経営の支援及び青果物の需要拡大等を図るための事業を行い、愛媛県農業の発展と農業者の経営安定を図ることを目的としている。

【野菜関係】

野菜は、気象条件によっては作柄や価格が変動しやすい特性がある。特に価格の低落は、生産者の生産意欲の減退や野菜農家経営の不安定につながり、消費者への安定供給が困難となり国民生活にも大きな影響を及ぼすことになる。

このようなことから、生産出荷計画に基づいて出荷された野菜の価格が著しく低下した場合において、生産者に対し補てん金を交付する事業によって生産意欲を高揚し、野菜産地の維持・拡大を図るとともに野菜経営の安定と消費生活の安定に努める。

また、加工・業務用野菜等、国産が需要に答えきれていない品目や作型（端境期）の生産拡大に向けて、生産・流通体制の構築、出荷期間の拡大・作柄安定技術の導入等を支援する事業の取組主体への支援を行う。

【果樹関係】

果樹農業は、担い手の減少や高齢化等により、国産果実の栽培面積・生産量は減少傾向で推移している。一方で、高品質な国産果実の生産は、労力と時間をかけた手作業により実現されており、労働生産性が低くなっている。

こうした中、国産果実を持続的に安定供給していくために、果樹農家の経営の支援に関する事業、労働生産性を抜本的に向上させる事業等により、国産果実の持続的安定供給と果樹農家の経営の安定を図り、国民への食料の安定供給に寄与していく。

果樹産地の生産基盤を強化するため、引き続き優良品種・品目への改植・新植とそれに伴う未収益期間の幼木の管理経費、小規模園地整備等の取組を支援する事業を実施する。また、苗木の生産体制の構築や花粉専用園地の育成等の支援、気象災害の影響により発生した被害果実の利用促進等の支援、果実流通加工対策事業による加工・業務用の取組みを支援する。

一方、労働生産性を高めたモデル産地を育成するため、水田の樹園地転換や中山間地等の既存産地の改良を通じた、まとまった面積での省力樹形・機械作業体系の導入等の取組みを支援する事業に関し、関係機関と協力して推進する。

令和3年度の事業別の具体的内容は、次のとおりである。

II. 事業別の具体的内容

1. 野菜関係

(1) 野菜価格安定対策事業の実施

市場価格が著しく低下し保証基準額を下回った場合に、生産者に補てん金を交付し生産意欲を高め産地を維持することを目的に、産地条件に応じた事業を実施する。

ア. 野菜価格安定基金造成事業

新たな野菜安定供給産地を育成するため普及・啓発を行い、新規に野菜を導入する産地（0.5～1ha以上）から県内市場に出荷された野菜を対象とする。

そのための資金を、県・市町・会員がそれぞれの負担割合に応じて造成し、当協会が資金管理と農協等を通じて生産者交付金の交付を行う。

今年度予約数量 40 トン（ねぎ）

イ. 転作野菜価格安定事業

水田での野菜への転作を計画的に実施し産地として定着させるため、転作を実施した産地（3ha以上）から県内・近畿市場に出荷された野菜を対象とする。

そのための資金を、国・県・市町・会員がそれぞれの負担割合に応じて造成し、当協会が資金管理と農協等を通じて生産者交付金の交付を行う。

今年度予約数量 541 トン（里芋、きゅうり、トマト、なす 等）

ウ. 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

国民の消費生活上重要な野菜である「指定野菜」に準ずる「特定野菜等」の普及・啓発を行い、対象産地（国の定める基準）から出荷された野菜を対象とする。

そのための資金を、機構[国]・県・会員がそれぞれの負担割合に応じて造成し、当協会が県・会員からの資金管理と（独）農畜産業振興機構からの価格差補給助成金を受け、農協等を通じて生産者交付金の交付を行う。

今年度予約数量 3,190 トン（すいか、ブロッコリー、かぼちゃ、里芋 等）

エ. 野菜生産出荷安定資金造成円滑化事業

「指定野菜」の生産及び出荷の安定を図ることを目的として、事業実施主体である（独）農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が実施する指定野菜価格安定対策事業の資金造成について、愛媛県補助金を納付金として機構に納付する。

なお、指定野菜価格安定対策事業においては、当協会が登録出荷団体である全農愛媛県本部から事務を受託しており適正な執行に努める。

今年度予約数量 10,994 トン（きゅうり、たまねぎ、レタス、はくさい 等）

(2) 端境期等対策産地育成強化推進事業の支援

加工・業務用野菜等、国産が需要に応えきれていない品目や作型（端境期）の生産拡大に向けて、生産・流通体制の構築、出荷期間の拡大・作柄安定技術の導入等により野菜の安定的な生産・出荷に取り組む取組主体に対し、機構が一定の補助を行う事業について、当協会が推進の支援と進捗管理を行う。

2. 果樹関係

(1) 果樹経営支援等対策事業

果樹産地の生産基盤を強化するため、優良品目・品種への改植・新植、小規模園地整備等の取組みを支援する。特に、平成30年7月豪雨災害復興、平坦で作業性の良い水田への新植や、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形の導入を支援する。

また、産地における課題解決・将来目標の実現に向けた各種取組みや省力・低コスト技術の活用による生産技術体系の構築、近年の需要の変化に対応するための取組みを支援する。

ア. 果樹経営支援対策事業（整備事業）

産地計画に基づき担い手等が行う優良品目・品種への改植・新植（特に省力樹形の導入）、小規模園地整備（園内道、用水・かん水施設等）、設備（防風ネット、モノレール等）の導入、放任園地の発生防止対策等の取組みを支援する。

イ. 果樹未収益期間支援事業

上記アの事業による優良品目・品種への改植・新植を実施した後に必要な幼木の管理経費の一部を補助する。

ウ. 果樹経営支援対策事業（推進事業）

産地の構造改革を推進するため、労働力調整システムや園地情報システムの構築、大苗育苗ほの設置、省力技術活用等による生産技術体系の構築、販路開拓・ブランド化の推進等、産地における課題解決に向けた取組みを支援する。

(2) 果樹優良苗木・花粉安定確保対策事業

優良苗木の生産体制の構築や国産花粉専用園地の育成等の取組みを支援する。

(3) 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業

気象災害の影響により発生した被害果実の利用促進等の取組み（分別集荷・出荷、消費拡大等）に必要な経費に対して支援する。

(4) 果実流通加工対策事業

加工・業務用の国産果実について、低コスト・省力化栽培技術等の実証や高性能・高機能果汁機等の整備、安定的な流通体制の構築等の取組みを支援する。

(5) 未来型果樹農業等推進条件整備（令和2年度から新設）

労働生産性を抜本的に向上させたモデル産地を育成するため、①平坦で作業性の良い水田等の樹園地への転換や、②中山間地等の既存産地での基盤整備等を通じて、まとまった面積（2 ha（基盤整備は5 ha））で省力樹形・機械作業体系を導入する場合に、早期成園化や成園化までの経営継続・発展等に係る取組みを支援する。

Ⅲ. 法人管理執行計画

1. 主な会議の開催予定

開催年月日	会 議 名	議 題
令和3年8月中旬	監事監査	○令和2年度事業報告 ○令和2年度決算報告
令和3年8月下旬	第1回理事会	○令和2年度事業報告及び決算書の承認 ○令和3年度会費徴収額の承認 ○任期満了に伴う理事・監事候補者の選定 ○業務方法書の一部変更の承認 ○令和3年度通常総会の開催の承認
令和3年9月中旬	定時総会	○令和2年度事業報告及び決算の承認 ○令和3年度会費徴収額の決定 ○任期満了に伴う理事・監事の選定 《報告事項》 ○令和3年度事業計画及び収支予算の報告
令和3年9月中旬	第2回理事会	○会長（代表理事）、副会長、専務理事の選定
令和4年1月下旬	第3回理事会	○野菜事業業務方法書の一部変更の承認 《報告事項》 ○令和3年度職務執行状況の中間報告
令和4年6月中旬	第4回理事会	○令和4年度事業計画及び予算の承認 ○業務方法書の一部変更の承認 《報告事項》 ○令和3年度職務執行状況の中間報告

※ 期中において、理事・監事等に変更等が生じた場合は、適宜、理事会・臨時総会等を開催する。

※ 令和3年度の定時総会（9月中旬）をもって理事・監事の任期が満了となることから選任の手続きを行う。